相続に強い税理士が伝える
相続税改正のポイント

内山篤税理士事務所
ブレイクスルー浜松株式会社
税理士・行政書士
内山　篤

相続税改正のポイント

今回のセミナー

相続税の増税

贈与税の減税

相続対策により毎年、暦年贈与を行う流れが顕著になる。

法人を設立して個人から法人に所得の移転及び個人所有の建物を法人に移転する動きが活性化される。

相続税の改正により影響が考えられるもの

- 基礎控除引き下げによる増税が厳しい
- 特に2次相続（残された配偶者の相続）に影響大となる。
- 財産の多い人には最高税率50%が55%へ増える。
- 暦年贈与を含めた相続税対策を実行する人が増える。

税制改正の適用開始時期

【相続税】

平成27年1月1日～

相続発生日

基礎控除の引下げ

相続税の税率強化

死亡保険金の非課税限度額の制限

未成年者控除額及び障害者控除額の引上げ

【贈与税】

平成27年1月1日～

贈与税の税率緩和（一部強化）

贈与日

相続時精算課税の対象者拡大

現行の相続税の仕組み

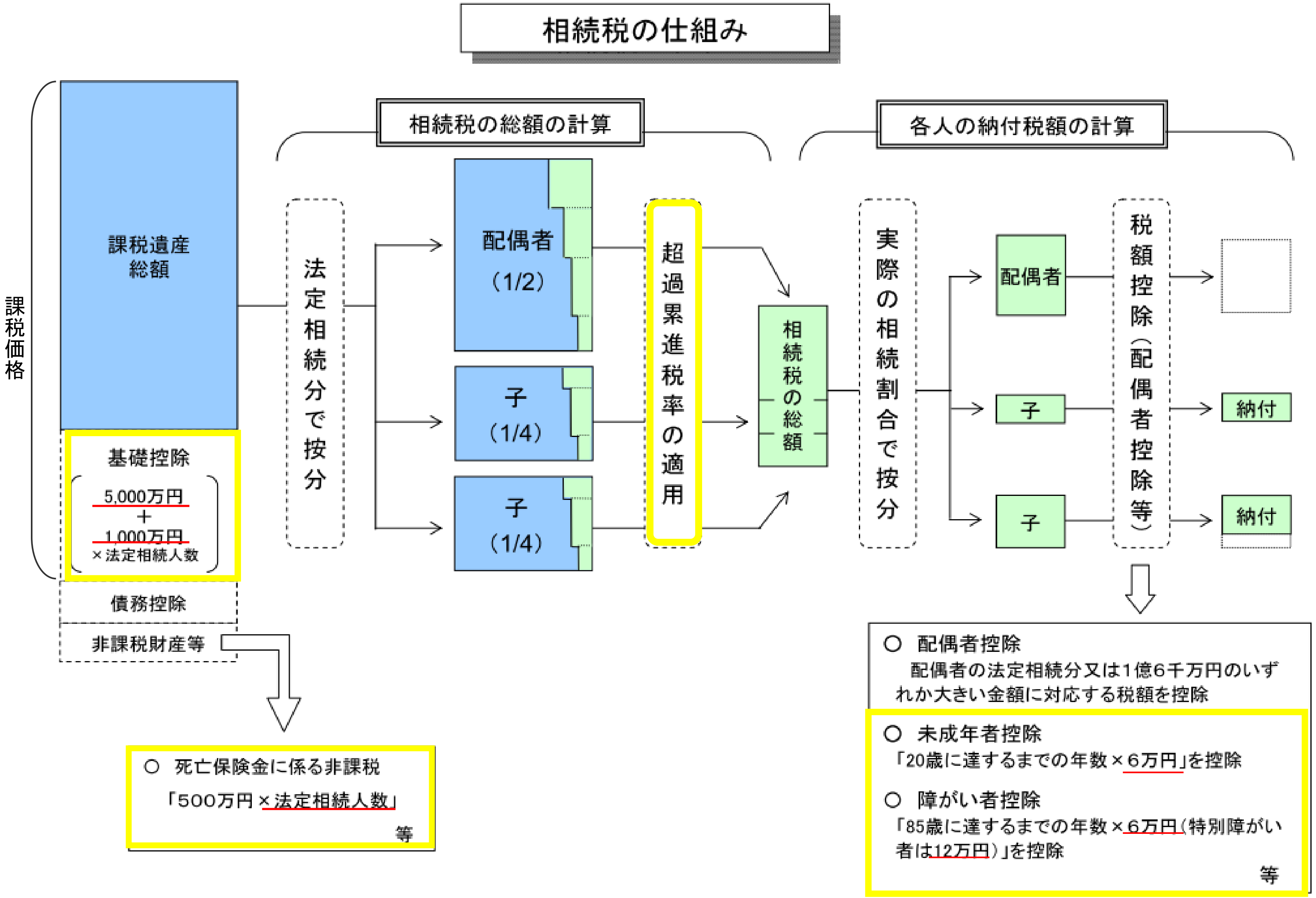

相続税の仕組み
課税価格
課税遺産総額
基礎控除
5,000万円
＋
1,000万円
×法定相続人数
債務控除
非課税財産等
相続税の総額の計算
法定相続分で按分
配偶者（1/2）
子（1/4）
子（1/4）
超過累進税率の適用
相続税の総額
各人の納付税額の計算
実際の相続割合で按分
配偶者
子
子
税額控除（配偶者控除等）
納付
納付
○ 死亡保険金に係る非課税
「500万円×法定相続人数」
等
○ 配偶者控除
配偶者の法定相続分又は1億6千万円のいずれか大きい金額に対応する税額を控除
○ 未成年者控除
「20歳に達するまでの年数×6万円」を控除
○ 障がい者控除
「85歳に達するまでの年数×6万円（特別障がい者は12万円）」を控除
等

相続税の基礎控除の引き下げ(増税)

〔改正内容〕

平成27年1月1日以後の相続又は遺贈により取得する財産に係る相続税より適用

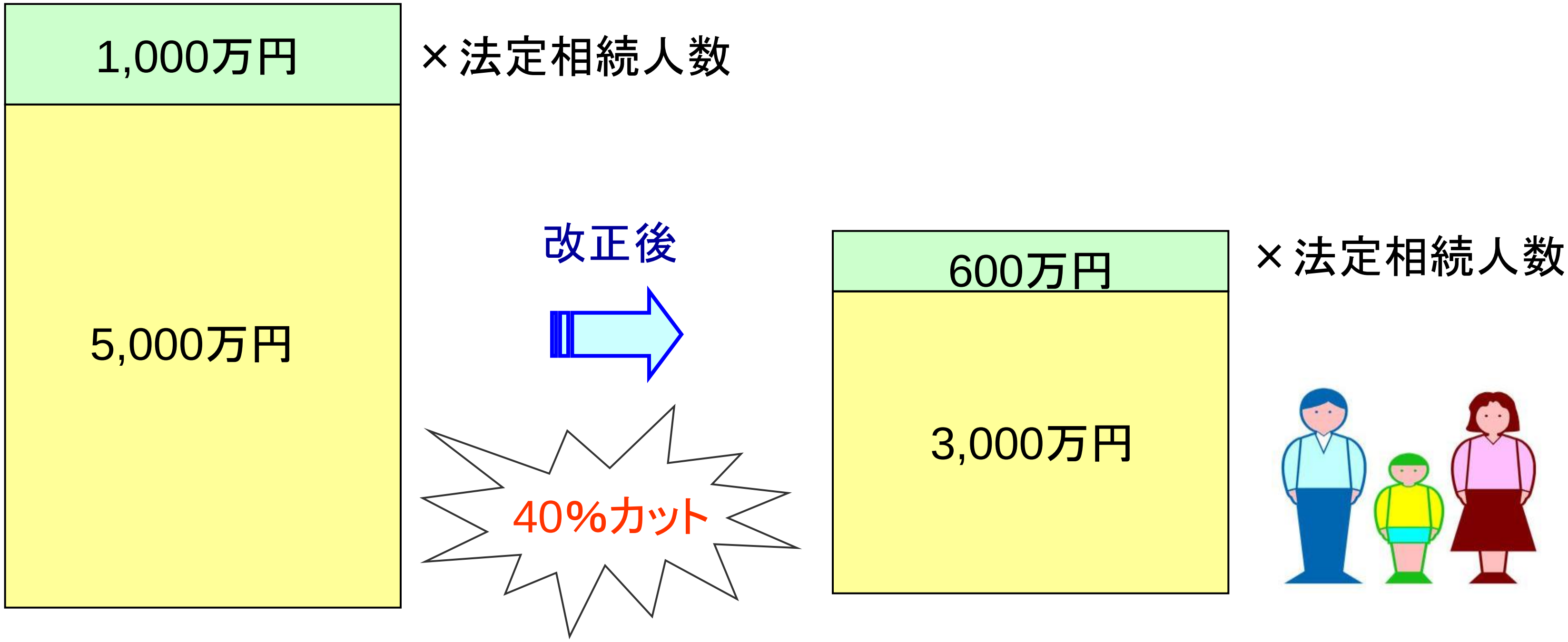

用語の意味:基礎控除額とは相続税を課税する最低課税ラインを定めている限度額のこと

基礎控除引き下げによる影響（東京国税局）

～東京都、神奈川県、千葉県、山梨県～

東京近郊に在住していて
お亡くなりになられた人が100人
いたら7人相続税を支払っている。

相続税を負担した死亡者は　15,235人

死亡者217,904人

赤ちゃんからお年寄りまで

7.0%（平成20年）

改正後

～相続プロの視点～

このデーターは、分母の死亡者を赤ちゃんからお年寄りまで含めているため、実際に財産を所有している高齢者に限定すると、実際に相続税を負担している方は7.0%より多いと推測されます。

課税割合	相続税を負担する死亡者	現在を100%とすると
7.0%（現在）	15,235人	100%
10.3%	22,395人	147%
12.0%	26,204人	172%

３人に1人は相続税の申告が必要な時代が来る

～東京、神奈川、千葉、山梨～

「お金持ちの税金」から「大衆課税」の時代へ

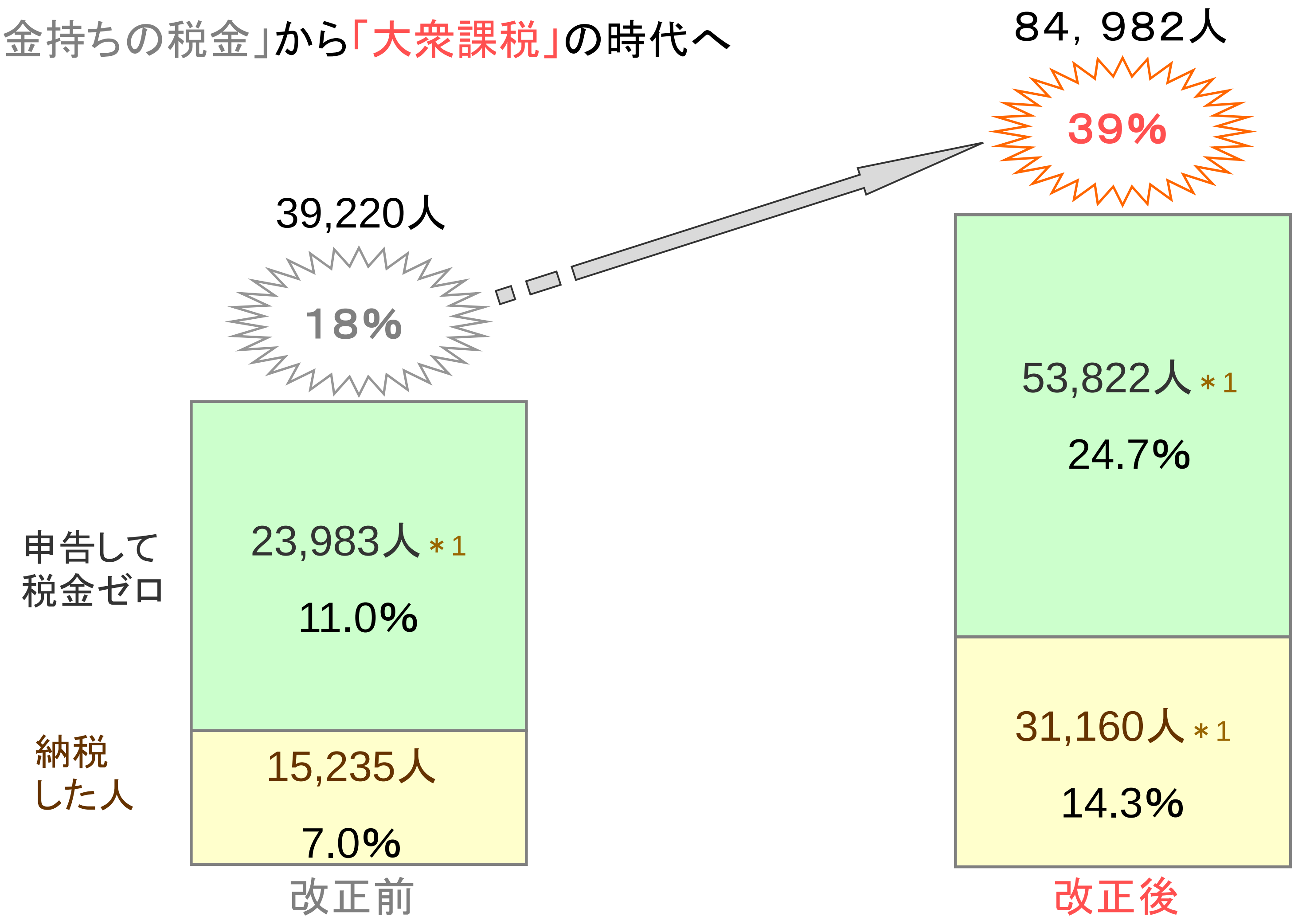

お亡くなりになられた方　217,904人（平成20年）東京国税局
＊1　税理士法人レガシィ調べ

死亡保険金の非課税限度額の制限（増税）

平成27年1月1日以降の相続又は遺贈により取得する財産に適用

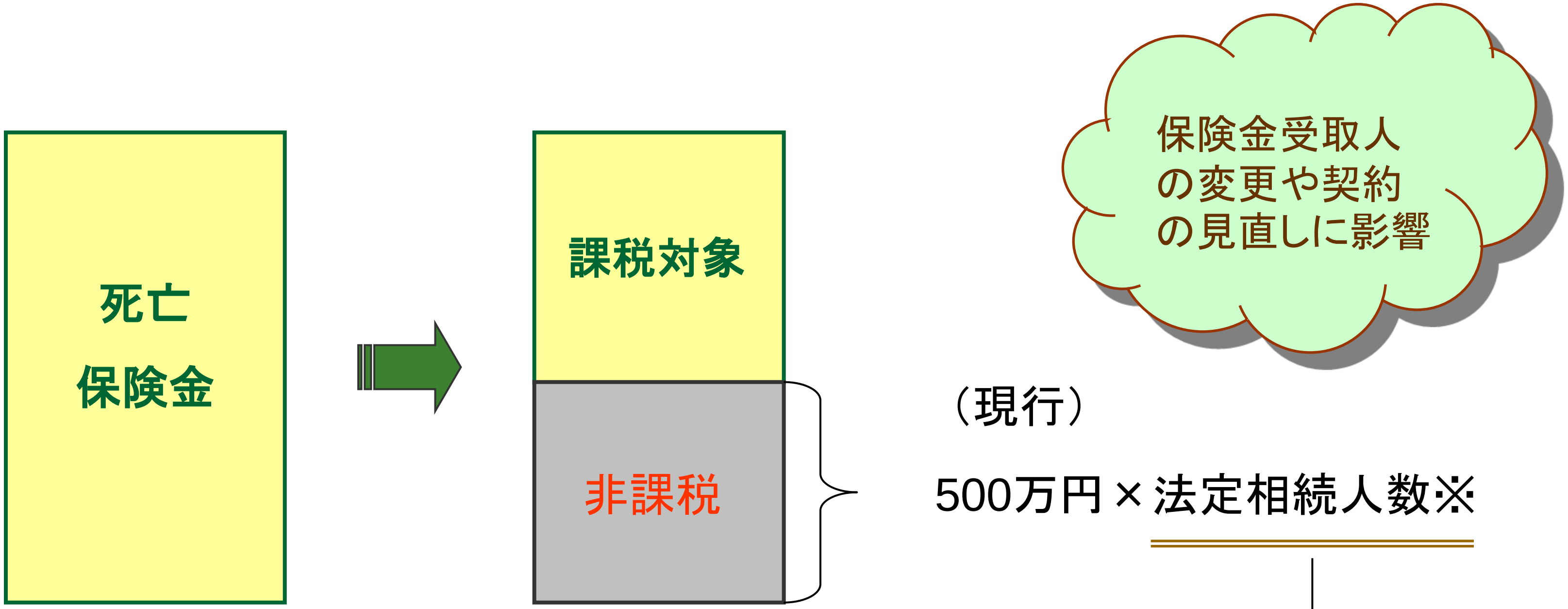

※対象者が法定相続人のうち、①未成年者、②障害者、③相続開始直前に被相続人と生計を一にしていた者（配偶者など）に限定されることになった。

～相続プロの視点～

相続税の増税は単年度で考えるのではなく、平成22年の小規模宅地等の特例の改正と合わせて増税の影響を考える。

小規模宅地等の特例の減額　その1

残された相続人が相続税を支払うために自宅を売却することがないように、
自宅を保護するための税務上の特典

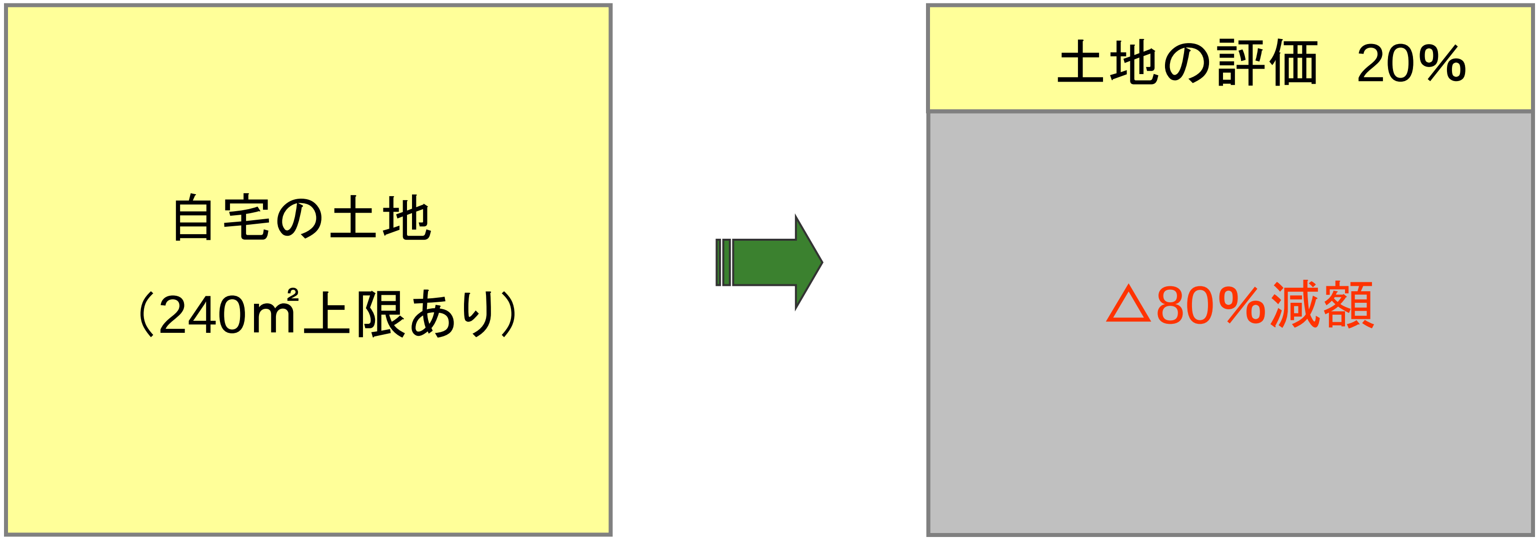

小規模宅地等の特例の平成22年改正点

改正前は死亡した方の自宅の敷地という事実だけで誰が取得をしても200㎡まで50%減額できた。

⇨ 改正により200㎡まで50%減額は廃止

自宅の土地の取得者			居住要件	H22.3.31まで 減額割合	H22.4.1以降 減額割合
配偶者			継続要件なし	240㎡まで 80%減額	240㎡まで 80%減額
同居している相続人 （同一生計親族の居住用も含む）			継続あり	240㎡まで 80%減額	240㎡まで 80%減額
			継続なし	**200㎡まで 50%減額**	**減額なし**
同居していない相続人	配偶者及び被相続人と同居している親族がいないケースで、別居相続人が取得	本人及び配偶者の持ち家に相続開始前3年間居住している。	継続なし	**200㎡まで 50%減額**	**減額なし**
		上記以外	継続なし	240㎡まで 80%減額	240㎡まで 80%減額

参考）小規模宅地等の特例の平成22年改正点

小規模宅地等の特例の減額　その2

不動産貸付用地を所有している相続人の生活の安定のために税務上の特典がある

～賃貸経営を続けることが要件～

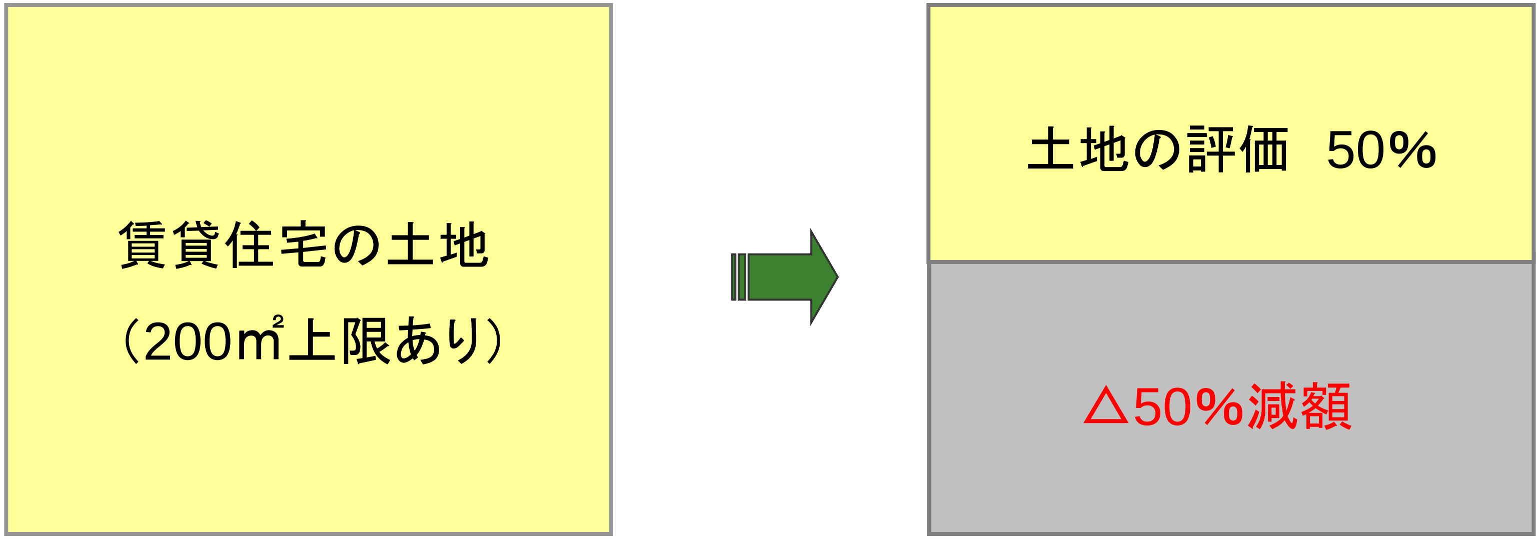

平成22年の税制改正により賃貸経営の継続要件が追加されたが、相続開始後も賃貸経営を継続している事が多いため、改正による影響は少ないと考えられる。

相続税の税率強化

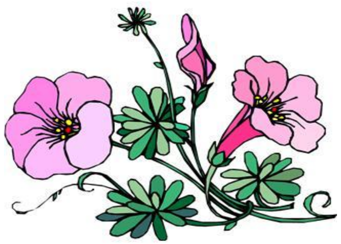

～速算表～

法定相続人の取得金額	現行		改正案	
	税率	控除額	税率	控除額
1,000万円以下	10%	―	10%	―
3,000万円以下	15%	50万円	15%	50万円
5,000万円以下	20%	200万円	20%	200万円
1億円以下	30%	700万円	30%	700万円
2億円以下	40%	1,700万円	40%	1,700万円
3億円以下			45%	2,700万円
6億円以下	50%	4,700万円	50%	4,200万円
6億円超			55%	7,200万円

改正による影響額（現行：１次相続税）

夫が死亡、相続人は、配偶者である妻と子供2名（独立しており、障害なし）の計3名
相続財産は、自宅の土地（評価額6,000万円　200㎡）、建物評価額1,000万円、預貯金3,000万円、保険金2,000万円（受取人子供）（債務、葬式費用は簡便にするためゼロとする）

自宅の土地建物は妻が全部取得する。

小規模宅地等の特例の適用※

自宅土地　△4,800万円

基礎控除額8,000万円

1,000万円×3名
＝3,000万円

5,000万円

土地	6,000万円×20%＝1,200万円
建物	1,000万円
預貯金	3,000万円
保険金	2,000万円－1,500万円＝500万円
合計	5,700万円
課税遺産総額	5,700万円－8,000万円＝＜　0
	相続税ゼロ

※小規模宅地等の特例適用のためには、相続税の申告書の提出義務あり

改正による影響額（改正案：1次相続税）

夫が死亡、相続人は、配偶者である妻と子供2名（独立しており、障害なし）の計3名
相続財産は、自宅の土地（評価額6,000万円　200㎡）、建物評価額1,000万円、預貯金3,000万円、保険金2,000万円（受取人子供）（債務、葬式費用は簡便にするためゼロとする）

1次相続税の変化　0万円→95万円

自宅の土地建物は妻が全部取得する。

小規模宅地等の特例の適用
自宅土地　△4,800万円

基礎控除額 ~~8,000万円~~ 4,800万円

~~1,000万円~~ 600万円 ×3名
＝ ~~3,000万円~~ 1,800万円

~~5,000万円~~ 3,000万円

土地		6,000万円×20%＝1,200万円
建物		1,000万円
預貯金		3,000万円
保険金		2,000万円－500万円＝1,500万円
	合計	6,700万円
課税遺産総額		6,700万円－4,800万円＝1,900万円
相続税額	（配偶者1/2取得）	95万円

改正による影響額（改正案：２次相続税）

夫は以前死亡、妻に相続発生。相続人である子供2名は独立しており、それぞれ持ち家に居住している。
相続財産は、妻の自宅であった土地（評価額6,000万円　200㎡）、建物評価額1,000万円、
預貯金1,150万円（債務、葬式費用は簡便にするためゼロとする）

2次相続税の変化　0万円（21年）→15万円（22年改正後）→492.5万円（27年から）

4,200万円
基礎控除額 ~~7,000万円~~

600万円
~~1,000万円~~×２名
1,200万円
＝ ~~2,000万円~~

3,000万円
~~5,000万円~~

小規模宅地等の特例適用なし
22年3月31日までの相続△3,000万円
22年4月1日以降の相続　△0円

土地		6,000万円
建物		1,000万円
預貯金		1,150万円
	合計	8,150万円
課税遺産総額	8,150万円－4,200万円＝3,950万円	
相続税額		492.5万円

～相続プロの視点～ 自宅の土地を同居親族が取得するケースが増加することに伴い、金融資産が少ない場合には他の相続人への代償金の支払いのため銀行ローンを組むケースの増加が考えられる。

未成年者控除額及び障害者控除額の引上げ（減税）

平成27年1月1日以後の相続又は遺贈により取得する財産に係る相続税について適用

【未成年者控除額】

6万円 × 20歳に達するまでの年数

↓

（見直し案）

10万円

【障害者控除額】

6万円（特別障害者：12万円）

× 85歳に達するまでの年数

↓

（見直し案）

10万円（特別障害者：20万円）

贈与税の税率緩和（一部強化）

平成27年1月1日以後の贈与により適用

基礎控除後の課税価格	現行		改正案 一般		改正案 20歳以上の者への直系尊属からの贈与	
	税率	控除額	税率	控除額	税率	控除額
200万円以下	10%	―	10%	―	10%	―
300万円以下	15%	10万円	15%	10万円	15%	10万円
400万円以下	20%	25万円	20%	25万円		
600万円以下	30%	65万円	30%	65万円	20%	30万円
1,000万円以下	40%	125万円	40%	125万円	30%	90万円
1,500万円以下	50%	225万円	45%	175万円	40%	190万円
3,000万円以下			50%	250万円	45%	265万円
4,500万円以下			55%	400万円	50%	415万円
4,500万円超					55%	640万円

相続時精算課税制度の要件緩和

平成27年1月1日以後の贈与により適用

いずれかを受贈者が選択

1.住宅取得資金以外の通常の贈与

		暦年課税	相続時精算課税（平成15年以降）
控除額		基礎控除　110万円	特別控除　2,500万円
非課税額		－	－
控除額＋非課税額		110万円	2,500万円
税率		累進税率 10%～55%（改正前50%）	一律　20%
相続時に課税対象とされる金額		相続開始前3年以内の贈与財産の評価額	贈与財産の評価額
要件	贈与者	なし	父母・祖父母　60歳以上 （改正前　父母65歳以上）
	受贈者	なし	20歳以上の推定相続人・孫 （改正前20歳以上の推定相続人）

改正案

相続時精算課税制度の要件緩和

2.住宅取得等資金の贈与がある場合

父母・祖父母

住宅取得等資金の贈与

子・孫

非課税特例　マイナス
平成24年　改正案
1,000万円（1, 500万円）

（平成23年1月1日～）

先行土地取得資金も対象に

暦年贈与
基礎控除110万円

課税価格

相続時精算課税
特別控除2, 500万円

贈与税の速算表で計算

一律20%の税率で税額計算

相続発生

住宅取得等資金贈与の非課税特例を受けたものを除く

相続開始前3年以内の贈与財産を加算

相続税を計算し、既に支払った3年以内の贈与税があれば差し引く（★）

完了

相続時精算課税適用後の**全ての贈与財産**を加算

相続税を計算し、既に支払った贈与税があれば差し引く（★）

（★）贈与税を控除した金額がマイナスであった場合

（暦年課税）

マイナスでも還付なし

（相続時精算課税）

マイナスの場合、還付

～相続プロの視点～　孫に対する贈与は相続税の2割加算がある事に注意

～相続プロの視点～ 相続税の改正は1次相続より2次相続に影響大

1次相続

	相続税の課税価格	現行	改正案	増加額
A	8,000万円	0万円	175万円	175万円
B	1億円	100万円	315万円	215万円
C	2億円	950万円	1,350万円	400万円
D	3億円	2,300万円	2,860万円	560万円
E	4億円	4,050万円	4,610万円	560万円
F	5億円	5,850万円	6,555万円	705万円
G	10億円	1億6,650万円	1億7,810万円	1,160万円
H	20億円	4億950万円	4億3,440万円	2,490万円

2次相続

	相続税の課税価格	現行	改正案	増加額
A	4,000万円	0万円	0万円	0万円
B	5,000万円	0万円	80万円	80万円
C	1億円	350万円	770万円	420万円
D	1億5千万円	1,200万円	1,840万円	640万円
E	2億円	2,500万円	3,340万円	840万円
F	2億5,000万円	4,000万円	4,920万円	920万円
G	5億円	1億3,800万円	1億5,210万円	1,410万円
H	10億円	3億7,100万円	3億9,500万円	2,400万円

1次、2次相続の合計

	相続税の課税価格	現行	改正案	増加額	限界税率
A	8,000万円	0万円	175万円	175万円	6.25%
B	1億円	100万円	395万円	295万円	12.50%
C	2億円	1,300万円	2,120万円	820万円	20.00%
D	3億円	3,500万円	4,700万円	1,200万円	32.50%
E	4億円	6,550万円	7,950万円	1,400万円	32.50%
F	5億円	9,850万円	1億1,475万円	1,625万円	41.25%
G	10億円	3億450万円	3億3,020万円	2,570万円	46.25%
H	20億円	7億8,050万円	8億2,940万円	4,890万円	51.25%

相続人は、配偶者と子供2名で計3名。法定相続分で取得したと仮定

実務においては、1次相続は、配偶者がほとんど財産を取得するケースも多いため、1次相続税よりも、2次相続時の相続税の負担が大きくなる可能性が高い。

1次、2次相続合わせて経済的に最も合理的な分割シュミレーションの提案の要望が高くなることが推測されます。

また、相続対策のための贈与を行うにあたり、どのあたりまで暦年贈与を行えば良いのか、試算のシュミレーションを行う必要がある。

贈与の改正による影響（暦年贈与）

贈与財産	現行（一律）	一般	父母・祖父母 →20歳以上の子供、孫
200万円	9万円	9万円	9万円
300万円	19万円	19万円	19万円
400万円	33.5万円	33.5万円	33.5万円
500万円	53万円	53万円	48.5万円（△4.5万円）
600万円	82万円	82万円	68万円（△14万円）
700万円	112万円	112万円	88万円（△24万円）
1,000万円	231万円	231万円	177万円（△54万円）
2,000万円	720万円	695万円（△25万円）	585.5万円（△134.5万円）
3,000万円	1,220万円	1,195万円（△25万円）	1,035.5万円（△184.5万円）
5,000万円	2,220万円	2,289.5万円（＋69.5万円）	2,049.5万円（△170.5万円）

～相続プロの視点～

相続税の限界税率と贈与財産に係る暦年贈与税の税率との差額が節税になる。

例）3億円の相続財産

1次相続の相続人　配偶者、子供2名　計3名

2次相続の相続人　子供2名　計2名

1次2次合わせた相続税限界税率　32.5%

（　1次での配偶者取得割合1/2　）

贈与財産が1,110万円の場合：贈与税の限界税率30%

相続財産になれば

相続税360.8万円

（1次、2次合計）

節税金額
150.8万円

贈与税
210万円

資産家における6つの相続税対策とは？

1.**贈与対策**（暦年贈与を複数年）

2.**建物対策**（賃貸住宅、自宅の新築・改築）

3.**組替対策**（霊園購入、資産保有会社）

4.**債務対策**（葬儀にお金を、生前の経費）

5.**相続人対策**（実子がいる場合一人まで養子は可）

6.**非課税対策**（退職金、生命保険）

講師プロフィール

内山　篤（うちやま　あつし）

【資格】税理士・行政書士
【経歴】

1970年生まれ

1993年　成蹊大学経済学部経済学科卒業

2000年　税理士登録

2007年　独立開業

2009年　行政書士登録

2009年　ブレイクスルー浜松株式会社　設立　代表取締役に就任

現在に至る

〒433-8109

静岡県浜松市中区花川町171

TEL：053-401-7042　FAX053-401-7043

内山篤税理士事務所・ブレイクスルー浜松株式会社